明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第二十三条の二　（略）

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる追加型式設計に係る設計及びその設計に係る航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

一　（略）

二　法第十三条の二第一項の承認を申請した者であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、第三十二条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機

３　（略）

（法第十三条の四の国土交通省令で定める事態の報告等）

第二十三条の十　法第十三条の四（法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により情報を収集し、これを報告する者（以下この条において「本邦型式証明保有者等」という。）は、型式証明を受けた型式の航空機、追加型式設計の承認を受けた設計に係る航空機又は耐空証明のある航空機の修理若しくは改造のための設計の一部の変更（以下「修理改造設計」という。）の承認を受けた設計に係る航空機（当該本邦型式証明保有者等が受けた当該型式証明又は承認に係るものに限る。以下この条及び次条において「国産航空機等」という。）について、次条各号に掲げる事態（追加型式設計又は修理改造設計の承認を受けた者にあつては、当該設計に係る部分に限る。第三項において同じ。）に関する情報を、国産航空機等の使用者又は国産航空機等若しくはその装備品等の製造、整備若しくは改造をする者から収集し、整理し、及び分析するための体制を整備しなければならない。

２～４　（略）

（整備規程の認定の申請等）

第二十三条の十五　（略）

２　（略）

３　法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　機体及び装備品等の製造者等の作成する整備に関する技術的資料に準拠した変更

二・三　（略）

４　（略）

（耐空証明書等の提出等）

第二十三条の十六　（略）

２　航空機の使用者は、法第十四条の三第二項の規定により当該航空機の耐空証明の有効期間が短縮され、又は指定事項が変更されたときは、直ちに、当該航空機の耐空証明書又は運用限界等指定書を国土交通大臣に提示しなければならない。

（使用者の整備及び改造の義務）

第二十三条の十八　法第十六条第一項の規定により航空機を法第十条第四項の基準に適合するように維持しなければならない者は、次の各号に掲げる航空機について、それぞれ当該各号に定める措置を講ずることとする。

一～三　（略）

（法第十六条第二項第四号の国土交通省令で定める装備品等）

第二十三条の十九　法第十六条第二項第四号の国土交通省令で定める装備品等は、次に掲げるものとする。

一　その耐空性について国際民間航空条約の締約国たる外国が証明その他の行為をした装備品等

第二十三条の二　（略）

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる追加型式設計に係る設計及びその設計に係る航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

一　（略）

二　法第十三条の二第一項の承認を申請した者であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、第三十五条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機

３　（略）

（法第十三条の四の国土交通省令で定める事態の報告等）

第二十三条の十　法第十三条の四（法第十七条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により情報を収集し、これを報告する者（以下この条において「本邦型式証明保有者等」という。）は、型式証明を受けた型式の航空機、追加型式設計の承認を受けた設計に係る航空機又は耐空証明のある航空機の修理若しくは改造のための設計の一部の変更（以下「修理改造設計」という。）の承認を受けた設計に係る航空機（当該本邦型式証明保有者等が受けた当該型式証明又は承認に係るものに限る。以下この条及び次条において「国産航空機等」という。）について、次条各号に掲げる事態（追加型式設計又は修理改造設計の承認を受けた者にあつては、当該設計に係る部分に限る。第三項において同じ。）に関する情報を、国産航空機等の使用者又は国産航空機等若しくはその装備品若しくは部品の製造、整備若しくは改造をする者から収集し、整理し、及び分析するための体制を整備しなければならない。

２～４　（略）

（整備規程の認定の申請等）

第二十三条の十五　（略）

２　（略）

３　法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　機体並びに装備品、部品及び救急用具（以下この節及び第七章第一節において「装備品等」という。）の製造者等の作成する整備に関する技術的資料に準拠した変更

二・三　（略）

４　（略）

（耐空証明書等の提出等）

第二十三条の十六　（略）

２　航空機の使用者は、法第十四条の二第二項の規定により当該航空機の耐空証明の有効期間が短縮され、又は指定事項が変更されたときは、直ちに、当該航空機の耐空証明書又は運用限界等指定書を国土交通大臣に提示しなければならない。

（使用者の整備及び改造の義務）

第二十三条の十八　法第十六条の規定により航空機を法第十条第四項の基準に適合するように維持しなければならない者は、次の各号に掲げる航空機について、それぞれ当該各号に定める措置を講ずることとする。

一～三　（略）

（新設）